

筑西市男女共同参画推進委員会設置要綱

平成22年6月17日告示第73号

筑西市男女共同参画推進協議会の組織、運営等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、筑西市附属機関に関する条例（令和2年条例第4号。以下「条例」という。）第3条及び第4条の規定に基づき、筑西市男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 条例第3条の規定により市長が定める協議会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 筑西市男女共同参画基本計画（以下「基本計画」という。）に基づく事業の企画及び当該事業への協力に関すること。
- (2) 基本計画に基づく施策の進捗状況の把握に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による応募者
- (2) 市民団体から推薦された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名を受けた副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによ

る。

- 4 議長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料を提出させることができる。

(分科会)

第7条 協議会は、第2条に規定する所掌事項を効率的かつ円滑に行うため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会に、リーダーを置く。
- 3 分科会のリーダーは、分科会の構成員のうちから互選により定める。
- 4 分科会のリーダーは、分科会の事務を総理し、分科会における調査、検討等の経過及び結果を協議会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の筑西市男女共同参画推進委員会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第3条第2項の規定により委嘱された筑西市男女共同参画推進委員会のお委員である者は、この告示の施行の日にこの告示による改正後の筑西市男女共同参画推進協議会の組織運営等に関する要綱（以下「新要綱」という。）第3条第2項の規定により筑西市男女共同参画推進協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されてもとみなされる者の任期は、新要綱第4条第1項の規定にかかわらず、同日における旧要綱第3条第2項の規定により委嘱された筑西市男女共同参画推進委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この告示の施行の日の前日において旧要綱第5条第2項の規定により選任された委員長及び副委員長である者は、それぞれこの告示の施行の日に新要綱第5条第2項の規定により会長及び副会長に選任されたものとみなす。